

令和3年1月28日

高等教育の修学支援制度（授業料減免）の認定を受けている皆さま

岐阜聖徳学園大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免対象者の認定の継続について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本学の教育・研究活動に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本学から認定を受けている「高等教育の修学支援制度（授業料減免）」について、令和3年度分（令和3年4月～令和4年3月分）継続認定に係るご連絡をいたします。

以下の書類について、期日までに必要事項を記入し電子メールに添付の上、学生課へ提出してください。

なお、継続願の提出がない場合、支援を「停止」することとなりますので、必ず期限を遵守するようご留意ください。

敬 具

記

1. 提出書類

- 1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書 ※前期分
- 2) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書 ※後期分

2. 提出先アドレス、提出期限

- 1) 提出先アドレス：hashimagakusei@gmail.com（全学部共通）

※メール件名及び提出ファイル名を以下のとおり（学籍番号+氏名）に送信してください。

例) メール件名：令和3年度授業料減免対象者認定継続書（K0000000 聖徳太郎）

例) 提出ファイル名：K0000000 聖徳太郎（前期分）、K0000000 聖徳太郎（後期分）

- 2) 提出期限：令和3年2月28日（日） 厳守

3. 注意点

- 1) 期限までに提出されない場合、令和3年度の減免を受けることができません。また、学業成績や家計基準による適格認定の結果、日本学生支援機構給付奨学金が停止・廃止となった場合、授業料減免の受給資格も失うこととなります。
- 2) 口座を変更する場合は、還付口座振込依頼書も併せて提出してください。
- 3) 現在、認定状況が「支援対象外」の方も提出してください。

【問合せ先】

羽島学生課（教育学部・外国語学部・看護学部）

〒501-6194 岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地

TEL：058-279-6736 E-mail：gakusei@shotoku.ac.jp

岐阜学生課（経済情報学部・短期大学部）

〒500-8288 岐阜県岐阜市中鶉一丁目38番地

TEL：058-278-4189 E-mail：gakusei@shotoku.ac.jp